

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 1 日現在

機関番号：14501

研究種目：研究活動スタート支援

研究期間：2015～2016

課題番号：15H06302

研究課題名(和文)国際機構責任の追及メカニズムの研究

研究課題名(英文)Invoking Responsibility of International Organizations

研究代表者

岡田 陽平 (Okada, Yohei)

神戸大学・国際協力研究科・准教授

研究者番号：30760532

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,300,000円

研究成果の概要(和文)：国際機構は一般的に、国内裁判所において裁判権免除を有しており、機構によって違法に損害を被ったと主張する者は、原則として国際裁判所を利用できない。しかし近年、国際機構が提供する手続の不備を背景に、国際機構の裁判権免除を制限的に解釈する人権アプローチが盛んに主張されている。これらの主張の根拠は、国際機構自身の人権義務に求められることもあれば、構成国が負っている国際人権法上の義務とされることもある。しかし、少なくとも国連の裁判権免除に関して、制限的解釈は正当化されないという結論に至った。他方で、国連の代替手段提供義務については人権適合的解釈の余地があり、国連の制限的な立場は再検討を要するものである。

研究成果の概要(英文)：In interpreting rules on how to invoke responsibility of international organizations, a human rights-based approach plays significant roles. As to the content of the UN's obligation articulated in Article VIII Section 29 of the Convention on Privileges and Immunities of the UN (CPIUN), the approach requires the UN to take necessary steps to improve the existing mechanisms so that the obligation is appropriately implemented. In determining the scope of the obligation, this approach endorses the argument that the claims filed by the victims of the Haiti cholera case are based on the infringement of their own rights, and therefore the UN is obliged to offer alternative means for dispute settlement. In contrast, the approach cannot be utilized to justify the conditional link between fulfilment of the obligation by the UN and entitlement of its immunity because interpreting the CPIUN in such a way would be contrary to the object and purpose of the Convention.

研究分野：国際法、国際機構法

キーワード：国際機構 責任 裁判権免除 人権アプローチ 代替手段提供義務 国連特権免除条約 国連憲章第103条

## 1. 研究開始当初の背景

国際法の伝統的・一義的主体は主権国家であるが、今日、国際機構もまた国際法主体として他の法主体との間に法律関係を結んでいるということはもはや疑われない。これはすなわち、国際機構も、その構成国とは独立に国際法上の義務に拘束され、それに違反することで国際違法行為を実行しうるということ、その効果として国際責任を負う場合があるということを意味する。

国際機構の国際違法行為責任（国際機構責任）の実体的側面すなわち要件および効果については、1950年のEagletonの研究（Eagleton, *Recueil des cours*, t.76(1950)）を嚆矢として、今日に至るまで多くの論者によって検討されてきた。そして2011年、国連国際法委員会（International Law Commission, ILC）は、これまでの実践と研究の集積を踏まえ、国際機構の責任に関する条文（ILC 国際機構責任条文）を作成した。これは、2001年の国家責任条文と同様に、法的拘束力ある文書ではない。とはいえ、ILCの作業やそれを巡る学説上の議論を通じて、国際機構責任法は、その実体的側面、すなわちその要件・効果がもたらす不文法によって規律されていた時代と比較して、大いに明確化されたといえる。これに対して、いかなる手続を通じて国際機構の責任を追及しうるかは、未だ不明確なままである。すなわち、事実の問題として、国際機構責任追及のための手続が十分に整備されていないということに加え、既存の手続に係る研究が必ずしも体系的に行われてこなかったということが指摘できる。ゆえに、実体的規則に基づき発生した（と主張される）責任が実効的な

かたちで追及されないままになる事例が少なからず観察される。このいわば責任のギャップとでもいうべき事態に対処する必要性から、本研究に着手することにした。

## 2. 研究の目的

本研究は、国際機構の国際違法行為責任を追及するために被害者が利用しうる手続について体系的に分析するものであり、その現状と問題点を明らかにすることを目的とする。国際機構責任を規律する実体法規則を巡っては、ILC 国際機構責任条文に象徴されるように、近年大きな進展がみられる。他方で、国際機構責任を追及するための手続については、断片的な研究が存在するにとどまる。実際、実体的には国際機構の責任が生じていると考えられる場合でも、いかなる手続を通じてこれを追及することができるか必ずしも明らかでなく、その結果、責任のギャップとでも呼ぶべき事態に陥る事例が少なからず観察される。そこで、追及手続全体の体系的分析を通じて、これをメカニズムとして把握し、その欠陥を特定するとともに、このメカニズムと国際機構責任の実体的側面を規律する法理との相互作用についても検討する。

## 3. 研究の方法

本研究は、主に三つの段階から構成される。何よりもまず、各種責任追及手続の実際の運用について明らかにする必要がある。次

に、責任追及手続全体を体系的に分析し、これをメカニズムとして把握する。そこでは、別個のカテゴリーに属する手続の間にかなる法的連関が存在するかが問われる（たとえば、国際機構が提供する手続の有無およびその合理性が、当該機構が国内裁判所において享有する裁判権免除に影響を与えるかどうか）。国際機構責任が発生した場合、現行のメカニズムは、被害者に責任追及の機会を確保しているだろうか。現行法の解釈で対応できない問題とはいかなるものであろうか。

最後に、で明らかになった責任追及メカニズムの現状と問題点が、実体法理の発展にいかなる影響を及ぼしているか、またそのような現象は規範的に正当化されうるかについて検討を加える。

#### 4. 研究成果

まず、国際機構が備える司法的および行政的メカニズムや、アドホックに設置される第三者機関、そして国内裁判所について検討を行った。まず、国際機構はその職員と機構との間で生じうる雇用契約等を巡る紛争を処理する行政裁判所を備えていることが多い。この種の手続は、相対的に実効的なかたちでこれまで運用されてきており、それに応じて豊富な先行研究が存在している。しかしこの司法機関の管轄権は、機構と雇用関係のない者との間に生じるうる不法行為事例に及ぶものではない。たとえば、国連平和維持活動の過程で違法に損害を被ったと主張する現地住民と国連との間の紛争は、上記の行政裁判所が処理できるものではない。国連の確立

した慣行として、平和維持活動に際しては、現地受入国との間で協定を結ぶ。そこでは通常、そのような紛争を処理するための請求委員会（claims commission）の設置が定められている。これは標準的な仲裁廷としての性質を有しているが、これまで実際に設置された例はない。その代わりに国連は、請求審査委員会（claims review board）という内部的な行政機関を設置し、これを通じて現地住民から提起される請求を処理してきた。しかし、これはあくまで国連職員によって構成される機関であり、その中立性において問題がある。また、決定の内容や審理の過程が公開されないのみならず、そもそも委員会が設置されているかどうかを認識する直接的な手段すら存在しないなど、透明性が致命的に欠如しているという欠点もみられる。他方、未だコソヴォにおいて例がみられるのみであるが、人権諮問パネル（Human Rights Advisory Panel）という、個人の資格で審査を行う委員によって構成される機関も存在している。その中立性・透明性はきわめて高いものであるが、他方、その判断には法的な拘束力がないという欠点もある。実際、パネルの勧告が国連によって履行されず、結局救済には至っていない事例が観察される。

このような背景の下、国際機構の法的責任を追及すべく、請求が国内裁判所に提出される例が近年多く観察される。しかしそこでは国際機構の裁判権免除が問題となる。そのため、国際機構によって違法に損害を被ったと主張する者は、原則として国内裁判所を利用することができない。かくして、国際機構への裁判権免除の付与が、個人が国際人権法上享有する裁判を受ける権利の侵害を構成し

うるという主張が行われるようになった。この問題を規律するものとして、欧州人権裁判所や欧州の国内裁判所において、いわゆる代替手段テスト (alternative means test) が発展してきた。そこでは、国際機構が、国内裁判所に代替するものとして、紛争処理のための手続を提供しているか否かのみならず、その代替手段の合理性についても厳格に審査される傾向が観察された。しかし、国連の裁判権免除が、平和維持活動の文脈で問題となった *Stichting Mothers of Srebrenica* 事件において、欧州人権裁判所は、かつて自らが定式化した代替手段テストを相対化し、判例法理の現状はきわめて不透明なものになった。

この流れと時を同じくして、国際機構が十分に合理的な代替手段を提供していない場合には、当該機構の裁判権免除は制限的に解釈されうるという主張が多く論者によって行われるようになった。それらの主張の根拠は、国際機構自身の人権義務に求められることもあれば、構成国が負っている国際人権法上の義務とされることもある。またそこでは、人権規範の優越性が語られ、その法的根拠として、たとえば、国連憲章第 103 条や強行規範が援用される。しかしながら、これら人権アプローチ (human rights-based approach) のいずれにおいても、その法的主張には解釈や推論の誤りが含まれていると評価せざるを得ず、少なくとも、それらの論者が念頭に置いている国連の裁判権免除に関する限り、制限的解釈は正当化されえないものと結論づけられる。

他方で、この人権アプローチは、国際機構の法的責任を追及するためのメカニズムが

備えていなければならない基準の特定作業においては大きな意味をもっている。この特定作業は、具体的には、国際機構の紛争処理手続提供義務の内容および射程の解釈というかたちで立ち現れる。この義務が慣習法上存在するかどうかについては、実行が僅少であるため、時期尚早であると思われる。そこで、条約上の義務にフォーカスし、主に国連特権免除条約第 VIII 条 29 項に着目して研究を行った。この条項は、国連に対して、紛争処理のために適当な解決手段を設置するよう義務付けるものであり、国連が国連憲章および国連特権免除条約第 II 条 2 項に基づいて享有する広範な裁判権免除と表裏一体の関係を構成するものである。しかし他方で、この義務は当初、これに対応する請求者の権利を基礎づけるものではなかった。したがって、静態的な (オーソドックスな) 解釈によれば、国連と被害者の国籍国との間の交渉を通じた紛争解決 (国籍国による国連に対する外交的保護権の行使) もまた、この義務の履行と理解されうる。しかし、そこでは被害者には何らのイニシアティブも与えられず、国際人権法上の裁判を受ける権利の保障は宙に浮いたままになる。この点、国連特権免除条約が採択された 1946 年以降の国際人権法の発展に鑑み、同条約の関連規定を人権適合的に解釈する余地があると考えられる。裁判権免除の制限的解釈の場合とは異なり、代替手段提供義務の内容と射程について人権適合的に解釈することは、国連特権免除条約の趣旨目的 (憲章 105 条にいう機能的必要性についての判断権限をもっぱら国連に帰属させ、それによって、国連活動の自律性・実効性を確保すること) に反しない。むしろ、国

連の自律性を高める結果となり、その目的の達成をいっそう促進するものであると考えられる。

このような人権適合的解釈によれば、国連が現在維持している立場（代替手段提供義務の内容と射程を限定的に解釈する立場）はもはや正当化されず、再検討を要するものであると結論づけられる。

しかし、国連の裁判権免除の制限的解釈が正当化されない以上、その再検討を国内裁判所が促す余地はなく、国連自身による自発的な改善を待つほかない。このような背景の下、国際機構とその構成国（たとえば国連とその加盟国）の間の責任配分を規律する実体的ルールの再解釈を通じて、国際機構によって違法に損害を被ったと主張する者の救済を図ろうとする立場がみられる。実際にこのようなアプローチをとった裁判例は未だ限定的な範囲にとどまっているが、学説上の支持は拡大しているように思われる。ただ、実際の裁判例を観察すると、被害者の請求の中には、たとえば国際機構に対する公式の謝罪が含まれていることが少なくなく、特定の構成国が機構に代わって常に責任を履行できるとは限らない。また、裁判を受ける権利の保障という観点からは、構成国に対する責任追及を可能にすることによって、機構に対する請求につき当該権利が保障されたということにはならないという事実は無視できない。

かくして、国際機構責任の追及プロセスを規律する手続的な法的枠組みと、責任の実体的側面を規律する法とは、相互に関連しながら変容、発展しつつあるように思われるものの、両者の保護法益が必ずしも完全に一致するものではないという事実留意する必要

があると思われる。

## 5 . 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計1件)

岡田陽平「国際機構の裁判権免除と裁判を受ける権利 - 欧州人権裁判所判例法理の分析」『国際協力論集』第24巻2号(2017年)15-37頁。

〔学会発表〕(計2件)

岡田陽平「国連ハイチ安定化ミッション(MINUSTAH)によって惹起されたコレラ流行被害に対する救済と国連の責任」国際法研究会、2016年11月19日、京都大学

岡田陽平「行為帰属論における国連平和維持活動/授権型活動二分論の意義と射程 ベーラム・サラマチ事件決定とその後の展開」東西合同研究会、2016年5月14日、専修大学

## 6 . 研究組織

### (1)研究代表者

岡田 陽平 (OKADA Yohei)

神戸大学・国際協力研究科・准教授

研究者番号：30760532

### (2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし

(4)研究協力者 なし